2　法第三十一条の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　発行を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、法人番号
二　発行の申請を受理した年月日
（削る。）
三　発行をした年月日
（削る。）
（登録認定機関の登録の申請）
第三十六条　法第三十四条の登録（第三十九条及び第四十一条において単に「登録」という。）の申請は、法第三十四条の主務大臣が定める申請書に、当該主務大臣が定める書類を添え、手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、当該主務大臣に提出して行うものとする。
2　前項の規定による提出は、センターを経由して行うものとする。
（登録認定機関の登録の区分）
第三十七条　法第三十四条の主務省令で定める区分は、農産物、畜産物及び水産物それぞれごとに、次に掲げる業務の区分とする。
一　法第十七条第三項の認定及び同条第四項の確認
二　法第十七条第三項の認定及び同条第四項の確認（農林水産物又は食品に関する残留物質の検査その他の必要な検査（次号において「残留物質等検査」という。）を伴うものを除く。）
三　法第十七条第四項の確認（残留物質等検査に関するものに限る。）
（登録認定機関の登録手数料）
第三十八条　令第八条の主務省令で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　前条第一号に掲げる区分　十三万二千円
二　前条第二号に掲げる区分　十万九千八百円
三　前条第三号に掲げる区分　一万四千六百円
2　前条第二号に掲げる区分の登録を受けた登録認定機関が、同条第一号に掲げる区分の登録を受けようとする場合（登録認定機関として行うこれらの登録に係る業務の対象となる農林水産物又は食品の種類が同一の場合に限る。）における令第八条の主務省令で定める額は、前項の規定にかかわらず、二万二千二百円とする。
3　前条第三号に掲げる区分の登録を受けた登録認定機関が、同条第一号に掲げる区分の登録を受けようとする場合（登録認定機関として行うこれらの登録に係る業務の対象となる農林水産物又は食品の種類が同一の場合に限る。）における令第八条の主務省令で定める額は、第一項の規定にかかわらず、十一万七千四百円とする。
4　第二十五条第一号から第三号までに掲げる区分の登録を受けた登録発行機関が、前条第一号に掲げる区分の登録を受けようとする場合（登録発行機関及び登録認定機関として行うこれらの登録に係る業務の対象となる農林水産物又は食品の種類が同一の場合に限る。）における令第八条の主務省令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、二万千三百円とする。
5　第二十五条第一号から第三号までに掲げる区分の登録を受けた登録発行機関が、前条第二号に掲げる区分の登録を受けようとする場合（登録発行機関及び登録認定機関として行うこれらの登録に係る業務の対象となる農林水産物又は食品の種類が同一の場合に限る。）における令第八条の主務省令で定める額は、第一項の規定にかかわらず、一万四千二百円とする。

2　法第三十一条の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　認定等を申請した者の名称、法人番号及び住所
二　認定等の申請を受理した年月日
三　認定等の申請に係る施設の名称及び所在地
四　認定等をするかどうかを決定した年月日
五　前号の決定の結果
（新設）
（新設）
（新設）